

青森県産業廃棄物協会 会員 各位  
秋田県産業廃棄物協会 会員 各位  
岩手県産業廃棄物協会 会員 各位

## 平成28年度 環境省エコアクション21 CO2削減プログラム(Eco-CRIP)補助事業

### 参 加 事 業 者 の 募 集

環境省Eco-CRIP(エコクリップ)補助事業が開始され参加事業者を6月1日より募集が始まりました。

このプログラムは 2パターンがありまして

- ① 「CO2削減手引き」に基づいた取り組み支援(CO2削減の取組・報告のみ、認証登録なし)
- ② EA21認証・登録を目的としたコンサル(指導・助言)→ エコアクション21認証・登録

最初に取組みを開始する前に どちらのパターンで取組するか決定します。(途中から②→①に変更  
可能です)

#### ①の場合

支援相談人が事業者様を訪問し、5ヶ月(5回)にわたりEA21認証登録を得る為のコンサルを実施します。

5ヶ月のうち 3ヶ月間エコアクション21を取り組んでいただきます。(トライアル)

この間で認証・登録に必要な 8文書 8記録 を作成していただき、審査の準備をしていただきます。

エコアクション21登録審査を申し込んだ場合は、支援が無料になるだけではなく、環境マネジメントシステム構築に係る費用の一部を補助します。

#### 予定

- 1ヶ月目 (7月) 第一回勉強会 EA21の全体的な内容について説明  
2ヶ月目 (8月) 第二回勉強会 EA21キックオフ (3ヶ月間取組)  
3ヶ月目 (9月) 第三回勉強会 EA21取組及び書類作成(EA21取組)  
4ヶ月目 (10月) 第四回勉強会 EA21取組及び書類作成(EA21取組)  
5ヶ月目 (11月) 第五回勉強会 EA21書類まとめ。環境活動レポート作成  
6ヶ月目 (12月上) EA21審査(書類審査、現地審査)  
(12月末) EA21地域事務局、中央事務局判定会

Eco-CRIP

#### 7ヶ月目 (1月) EA21認証・登録

おおよそ 7月から取組んで頂くと、1月末(7ヶ月間)には認証・登録となります。

来年度の「平成29年度産廃業者格付け制度(4月~)」の申請にも間に合います。

申込書を同封(添付)致しますので、メール FAXでお送り下さい。

ぜひ取組をご検討下さい。

お問い合わせ エコアクション21地域事務局「銀河」

岩手県北上市相去町山田2番地18 北上オフィスプラザ

担当 小原 五ノ井

TEL/FAX 0197-67-1521

info@ea21-ginga.com

6枚



環境省

中小事業者のための

平成28年度

## 環境省エコアクション21 CO<sub>2</sub>削減プログラム補助事業

Eco-Action21 CO<sub>2</sub> Reduction Initiative Program (通称:Eco-CRIP)

# 参加事業者の募集

環境経営の専門家と一緒にCO<sub>2</sub>削減とコスト削減に取り組んでみませんか?

- ・取引先から環境対策を求められている
- ・環境経営に興味がある
- ・経営力強化、組織の再活性化をすすめたい
- ・エコアクション21の認証を取得したい

けれども、何からはじめたらいいのかわからない…  
そんな中小事業者は、ぜひご参加ください!

環境経営の専門家の支援を受けながら、環境マネジメントシステムを構築・運用



国の補助により、支援等に要する費用が無料に!

エコアクション21審査人の中から選ばれた環境経営の専門家「支援相談人」が、  
参加事業者の環境マネジメントシステムの構築を支援  
5回の戸別訪問支援によって、Eco-CRIPに取り組みます。支援等に要する費用は、  
規定の要件を満たせば、国の補助によって無料\*です!

[参加無料]

募集開始

平成28年 6月1日

お申込は、最寄りの担当地域事務局で承ります。6月1日以降、下記ウェブサイトに  
プログラムの詳細、申込方法や担当地域事務局の情報等が公開されます。

【平成28年度Eco-CRIP補助事業専用ウェブサイト】

<http://www.ea21.jp/eco-crip-2016/index.html>

### Eco-CRIPに取り組む中小事業者のメリット

国からの補助 Eco-CRIPの支援等に要する費用は、規定の要件を満たせば、国の補助によって無料\*になります。

5つのステップ Eco-CRIPは初めて環境経営に挑戦する中小事業者にも、無理なく取り組める内容で構成されています。

戸別訪問支援 専門家による5回の支援を自社で直接受けることで、環境マネジメントシステムの構築が、よりスムーズに進みます。

成果の見える化 CO<sub>2</sub>排出量(省エネ)や経費削減等を、具体的に把握することができます。

成果のPR 見える化の成果を環境報告書に取りまとめ、お客様・取引先へPRできます。

### Eco-CRIPとは?

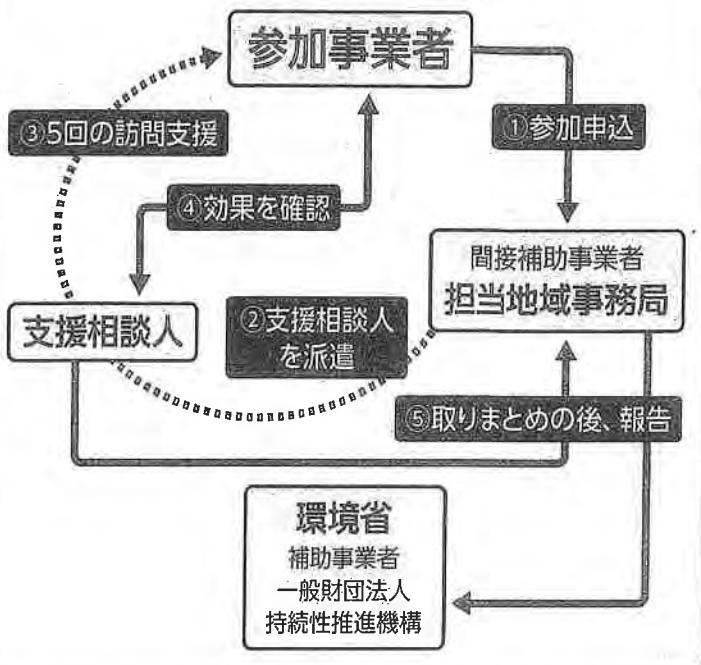
環境省が策定した環境マネジメントシステム「エコアクション21」をベースにした、CO<sub>2</sub>削減に特化した簡素な環境経営システムです。「エコアクション21 CO<sub>2</sub>削減プログラムの手引き」に基づき、事業活動に省エネルギー等の環境保全活動を組み込み、CO<sub>2</sub>削減活動とコスト改善等によって、経営力の強化を図るプログラムです。

参加する中小事業者は、無料で派遣される環境経営の専門家(支援相談人)と一緒に、環境省が策定した5つの手順を進めます。CO<sub>2</sub>削減の改善効果や、環境活動の結果を「見える化」することで、環境保全と事業発展の両立を目指すことができます。

## 参加事業者の要件

環境保全と事業発展の両立を図りたい中堅・中小事業者であれば、業種業態は問いません。なお、応募数には、補助金総額に基づく上限があります（約275事業者、原則先着順、ただし、電気使用量等が把握できない事業者は参加できません。）。

### Eco-CRIPの流れ



### 5回の戸別訪問支援とは？

- 手順1 電気料金等のエネルギーコストとCO<sub>2</sub>排出量を把握し、削減可能性を検討します。
- 手順2 取組内容と従業員全員の役割を決め、省エネの取組を始めます。
- 手順3 環境への取組方針や、CO<sub>2</sub>削減目標を決めます。
- 手順4 取組の結果を評価し、問題点を明らかにし、必要な改善を行います。
- 手順5 取組結果（CO<sub>2</sub>やコストの削減量）をまとめます。

◎詳しくは、6月1日以降に平成28年度Eco-CRIP補助事業専用ウェブサイトで公開される、「エコアクション21 CO<sub>2</sub>削減プログラムの手引」をご参照ください。

### 補助金交付の要件

参加事業者が、Eco-CRIPの手引きに基づき、①5回の戸別訪問支援を受け、②平成29年1月20日までに支援相談人を通して所定の様式によりCO<sub>2</sub>削減量を報告し、及び③平成29年2月28日までに補助金交付を申請することで、補助金が交付され、支援が無料となります。

さらに、参加事業者が、エコアクション21ガイドラインに基づき、上記の①から③の要件を満たすとともに、平成29年2月28日までにエコアクション21登録審査を申し込んだ場合は、支援が無料となるだけでなく、環境マネジメントシステム構築に係る費用の一部を補助します。

なお、参加事業者には、環境マネジメントシステム構築後の3年間、取組結果のご報告をお願いします。

### 申込にあたっての注意点

以下の場合は、補助金が交付されず、事業者の支援等に要した費用をご請求する場合があります。また、交付された金額の一部の返納を求められる場合があります。

#### 補助金が 交付されない場合

- ・参加事業者が、平成29年2月28日までに補助金交付を申請しなかった場合。
- ・参加事業者が、支援の途中で取組を中止した場合。
- ・参加事業者が支援相談人を通して、所定の書式による取組報告を、平成29年1月20日までに行わなかった場合。

#### 補助金の返納を 求める場合

- ・参加事業者が、平成29年2月28日までにエコアクション21登録審査を申し込んだが、その後、平成29年10月31日までに登録審査を受審しなかった場合。

### Eco-CRIPとエコアクション21\*の関係

◎Eco-CRIPは省エネ、CO<sub>2</sub>削減を目的としていますが、エコアクション21はCO<sub>2</sub>削減に加え、廃棄物の削減、節水等にも取り組む、第三者認証・登録制度です。  
◎Eco-CRIPに取り組んだ事業者は、これをファーストステップとして、EA21の認証登録にステップアップできます。

\*エコアクション21は、中堅・中小事業者でも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして、環境省が策定したガイドラインに基づく認証・登録制度です。  
全国で約7,700件の事業者が、既に認証・登録しています。URL <http://www.ea21.jp/>

お問い合わせ ◎補助事業者：一般財団法人 持続性推進機構 ◎E-mail（事業者の方）：[eco-crip1@ea21.jp](mailto:eco-crip1@ea21.jp) ◎Tel：03-6418-0370  
◎平成28年度Eco-CRIP補助事業専用ウェブサイト：URL <http://www.ea21.jp/eco-crip-2016/index.html>

**【参加申込書】**

間接補助事業者名	
間接補助事業者受付日	
参加事業者番号（補助事業者付与）	

一般財団法人 持続性推進機構

理事長 安井 至 殿

**平成 28 年度 環境省 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
エコアクション 21 CO<sub>2</sub>削減プログラム (Eco-CRIP) 補助事業 参加申込書**

弊社は、平成 28 年度 環境省 エコアクション 21 CO<sub>2</sub>削減プログラム (Eco-CRIP) 補助事業に参加し、以下の取組に対する支援を希望します。

- 「Eco-CRIP の手引きに基づく取組」
- 「エコアクション 21 ガイドラインに基づく取組」

また、弊社は参加申込にあたり、応募要領及び間接補助金交付規程を理解し、以下に示す参加にあたっての留意点に承諾した上で参加を申し込みます。

**参加にあたっての留意点**

- 一、弊社が、5 回の戸別訪問支援の途中で Eco-CRIP 補助事業の取組を中止した場合、補助金が交付されないこと
- 一、弊社が、所定の期日までに所定の報告等を行わなかった場合、補助金が交付されないこと
- 一、弊社が、所定の期日までに補助金の交付申請を行わなかった場合、補助金が交付されないこと
- 一、弊社が、補助金の交付申請を取り下げた場合、補助金が交付されないこと
- 一、弊社が、一般財団法人持続性推進機構あるいは担当地域事務局に提出する書類、報告等に、虚偽の内容、事実と異なる内容を記載した場合、または、不正を行った場合、補助金が交付されない、あるいは交付された補助金を返還しなければならないこと
- 一、弊社が、エコアクション 21 ガイドラインに基づく取組に対する支援を受け、エコアクション 21 登録審査を申し込み、補助金交付を受けた参加事業者が、所定の期日までにエコアクション 21 登録審査を受審しなかった場合、交付された補助金を返還しなければならないこと
- 一、弊社が、補助を受けて環境マネジメントシステムを構築した後の 3 年間、その取組結果の報告として、CO<sub>2</sub>排出量・削減量等を一般財団法人持続性推進機構へ報告する義務を負うこと
- 一、弊社が、弊社が義務として負う補助を受けて環境マネジメントシステムを構築した後の 3 年間の報告を怠った場合、補助金の返還を求められる場合があること
- 一、弊社の責に帰する事由によって補助金が交付されなかつた場合、弊社が、支援相談人及び担当地域事務局に対し、支援に要した業務費を支払わなければならないこと

平成 28 年 月 日

申込事業者 住所

事業者名

代表者役職及び氏名

